

D-1 GRANDPRIX 2005 モデル

論題：日本は遺伝子組み換え食品の販売を禁止すべきである。

肯定側立論

プランを述べます。

1. 全ての遺伝子組み換え食品の製造、輸入、販売を禁止します。
2. **2007年4月**より施行します。

プランから発生するメリットを説明します。

メリットは「危険の回避」です。

4点に分けて説明します。

1. 遺伝子組み換えにより、想定外の有害物質が生まれる危険性があります。

市民団体「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」事務局長の安田節子氏は、『食べてはいけない遺伝子組み換え食品』¹の中で以下のように述べています。引用開始。

「もしも、開発者が予想もしていなかった成分を組み換え微生物が生成してしまった場合には、その成分がフリーパスで消費者の口に入る危険性がある。(中略) 一部分を組み換えることによって遺伝子全体がどういふ影響を受けるのか、あるいはそれまで眠っていたまったく別の部分が働き始めることはないのか。遺伝子とは全体の調和の中で有機的な働きをするものであり、その働き、システムはまだほとんど解明されていないのである。」引用終了。

2. その上、新しいアレルギー体質が生まれてしまう危険性もあります。

理学博士の杉田史朗氏は、『遺伝子組み換え作物に未来はあるか』²の中で以下のように述べています。引用開始。

「アレルゲンタンパク質を遺伝子組み換えした場合、どんな生物で発現させても、アレルギー反応を起こすタンパク質が作られます。アレルギーを特に持っていない人でも、新たなアレルゲンが、遺伝子組み換え食品に含まれている危険性があります。」引用終了。

¹ 安田節子『食べてはいけない遺伝子組み換え食品』（徳間書店、1999年）、pp. 54-55

² 柳下登監修『遺伝子組み換え作物に未来はあるか』（本の泉社、1999年）、p. 154

3. しかも、これらの危険物質を発見することは不可能です。

フリーライターの渡辺雄二氏は、『あなたも食べている遺伝子組み換え食品』³の中で以下のように述べています。引用開始。

「しかし、予期し得ない物質を見つけ出すことは至難の業であり、実際には、それは不可能に近いことである。なぜなら、ダイズそのものを、動物に長期間食べさせて、慢性毒性、発ガン性、催奇形性(胎児に障害を及ぼす毒性)、繁殖への影響などを調べなければならないからである。これには、膨大な費用と時間がかかる。さらに、もっと慎重を期すことになれば、人間に対しても、同様の試験をして安全性を確認しなければならない。医薬品については、臨床試験という名目で人間への実験的投与がなされているが、食品の場合、不特定多数の人が食べるわけであるから、医薬品以上の厳密な試験が要求されるものと考えられる。さらにこの際、常に一定の質のダイズを試験用に用意しなければならず、こうした大豆を作りつづけることは実際には不可能に近いといわれる。」引用終了。

4. 実際、危険な遺伝子組み換え食品により、死者まで出た事故があります。

安田節子氏は、『遺伝子組み換え食品Q&A』⁴で以下のように述べています。引用開始。

「組換え体利用食品で、**1988**年から**89**年にかけて、大規模な食品公害事件が引き起こされています。必須アミノ酸の「L-トリプトファン」を健康食品として、昭和電工が組換え体利用で製造しました。ところが、これを食べた人が米国を中心に健康被害者**1543**人を出し、死者は**38**人に上りました。(中略)昭和電工のトリプトファン製造過程において用いられた組み替え微生物が予期せぬ**2**種のたんぱく質を作り、それが不純物として製品に混入したことが原因とみられています。」引用終了。

このように遺伝子組み換え食品の販売を認めている限り、事故を起こす危険性を排除することはできません。危険な遺伝子組み換え食品の販売は禁止すべきです。

³ 渡辺雄二『あなたも食べている遺伝子組み換え食品』(実教出版、1999年)、p. 38

⁴ 安田節子『遺伝子組み換え食品Q&A』(岩波ブックレット、1998年)、p. 11

否定側立論

肯定側のプランによって起こるデメリットを述べます。

デメリット1は「食糧危機」です。

3点に分けて説明します。

1. 遺伝子組み換え作物の輸入を禁止すると、穀物の輸入がストップしてしまいます。

なぜなら、遺伝子組み換え作物のみを分別するのは不可能なので、特定の作物について完全に規制せざるをえないからです。

山形大学農学部講師の藤原邦達氏は、『危ない食べ物の正体』⁵の中で以下のように述べています。引用開始。

「日本は穀物の多くを輸入に頼っている。そして、その大部分の輸入先はアメリカだ。輸入するダイズの **80** パーセント以上、トウモロコシのほぼ全部、小麦の **50** パーセント以上がアメリカから入ってきている。そのため日本は、遺伝子組み換え食品について弱腰にならざるをえない。遺伝子組み換え作物の輸入を禁止にでもしたら、穀物の供給がストップしてしまう可能性があるのだ。」引用終了。

2. 日本は農地を確保することができず、穀物の自給はできません。

女子栄養大学客員教授の中村靖彦氏は、『遺伝子組み換え食品を検証する』⁶の中で以下のように述べています。引用開始。

「このように膨大な輸入量を生産するのに必要な農地は、千二百万ヘクタールにのぼると試算されている。日本の農地が五百万ヘクタール弱だから、この二・四倍に相当する面積をどこか外国で使わせてもらって、私達の食生活を維持していることになる。今の食生活を前提にすれば、とてもこの広さの農地を国内で確保することなどできるわけもない。」引用終了。

3. その結果、食糧危機を招いてしまいます。

食糧問題研究所所長の井土貴司氏は、『大飢餓時代』⁷の中で以下のように述べています。引用開始。

「アメリカがもし何かの理由で突然大豆やとうもろこしの輸入を禁止すると、今の日本はたちまち牛乳もたまごもなくなり、飢餓を経験させられることになる。」引用終了。

⁵ 藤原邦達『危ない食べ物の正体』（青春出版社、1999年）、pp. 210-211

⁶ 中村靖彦『遺伝子組み換え食品を検証する』（日本放送出版協会、1999年）、p. 217

⁷ 井土貴司『大飢餓時代』（読売新聞社、1996年）、p. 88

デメリット2は「報復関税」です。

1. 遺伝子組み換え作物の輸入禁止は、アメリカの報復を招きます。

日本消費者連盟事務局員の安田節子氏は、『おしよせる遺伝子組み換え食品』⁸の中で以下のように述べています。引用開始。

「日本が遺伝子組み換えの輸入禁止や表示義務づけをすると、大量輸出しているアメリカから貿易障壁とされ、危険性の科学的実証を示さない限り報復措置をとられることになります。この報復措置については、**WTO** 協定で別の産業分野で報復することが認められています。たとえば日本の自動車産業に対して輸入制限などの報復の口実ができます。」引用終了。

このようにアメリカの報復措置は、日本の自動車産業など別の産業分野に対しても行われてしまいます。

2. アメリカは実際に、**EU** に対して報復措置を実施したことがあります。

藤原豊司、拓殖大学海外事情研究所教授は、論文「遺伝子組み換え食品が新たな摩擦に」⁹の中で以下のように述べています。引用開始。

「米国はこの(成長ホルモンの危険性に関する)**EU** の主張に科学的根拠がないとし、カナダとともに、**WTO** に提訴した。**WTO** 紛争処理小委員会は米国の主張をみとめ、**EU** に対し、5月13日までに禁輸を解除するよう命じた。しかし**EU** が、独自の調書が完了していないとして、**WTO** の裁定を無視したため、米国は、7月、**EU** 産の牛肉、豚肉、トマト缶詰、芥子、ロックフォール、チーズ、トリュフなどに**100%**の関税をかける報復措置を実施した。」引用終了。

100%関税をかける報復措置は、日本の経済を直撃し、大打撃を与えてしまいます。

このような深刻なデメリットを生むプランは実行すべきではありません。

⁸ 安田節子『おしよせる遺伝子組み換え食品』（かもがわ出版、1998年）、p. 29

⁹ 藤原豊司「遺伝子組み換え食品が新たな摩擦に－全世界がアグリビジネスに従属も」『海外事情』1999年10月号、p. 97

証拠資料

●安田節子『遺伝子組換え食品Q&A』（岩波書店、1998年）、p. 26

遺伝子は相互に関連し、全体として、一つのシステムとして機能しています。（中略）そうしたシステムに異種遺伝子が打ち込まれたとき、システムとしての変化が起こります。何の働きもしない眠っている遺伝子が多くあるのですが、これが働き始め未知の物質を作り出すこともあります。それが人間にとってアレルゲンになったり、毒性物質になる可能性があるのです。

●小若順一他『遺伝子操作食品の避け方』（コモンズ、2000年）、pp. 56-58

「遺伝子操作食品の安全性は確認されています」と、バイオテクノロジー企業や日本政府は言います。ところが、（中略）遺伝子操作食品は、きわめて不十分な安全評価をされただけで市場に出ているのです。（中略）遺伝子操作食品は従来の品種改良と異なり、本来はその植物には存在しなかった異種の遺伝子を組み込むので、天然にはなかった未知の物質ができていられるかもしれません。にもかかわらず、そんなことはないと仮定するのだから、基本的に間違った安全審査です。安全性の検査が手抜きされたまま、「安全」と評価されているのが現状なのです。

●柳下登監修『遺伝子組み換え作物に未来はあるか』（本の泉社、1999年）p. 154

アレルゲンタンパク質を遺伝子組み換えした場合、どんな生物で発現させても、アレルギー反応を起こすタンパク質が作られます。アレルギーを特に持っていない人でも、新たなアレルゲンが、遺伝子組み換え食品に含まれている危険性があります。

●安田節子『食べてはいけない遺伝子組み換え食品』（徳間書店、1999年）、pp. 52-53

アレルギー反応によって引き起こされるさまざまな疾患をアレルギー疾患と呼ぶ。アレルギー反応にはさまざまなレベルがあるが、代表的な症状としてはじんま疹、下痢など、激しい症状としてはアナフィラキシーショックがある。場合によっては、急激な血圧の低下や呼吸停止を起こし、死に至ることもある。

●^{たけたに}武谷三男『危ない科学技術』（青春出版社、2000年）、pp. 223-224

どんな影響が出るかわからないが、わからないのにやっちゃっていることが問題なのである。さらには、自然の仕組みにない野菜など、われわれは今まで一度として食べたことがなく、それをこの先もずっと食べ続けたら、いったいどうなることやらわからないのであるから、これもやはり大問題なのである。虫も食わないような大豆やトウモロコシを、なんで人間がわざわざ食べねばならんのか？虫にとって危険なものは、人間にも危険に決まっている。科学的証明以前の問題である。

●神谷一博「危ない食品が野放しの恐れ—遺伝子組換え食品に米国分子生物学者が警鐘」『食の科学』1997年1月号、p. 47

試験管の中で遺伝子を切り取る事は確かに精密に行える。しかし、取り出した遺伝子を、他の生命体の遺伝子に組み込む事はそれほど精密にはできない。遺伝子が受ける細胞にきちんと組み込まれるかは、そのとき次第で確実ではない。この不確実さから、危険が生じる可能性がある。

●渡辺雄二『遺伝子組み替え食品の恐怖』（河出書房新社、1997年）、p. 113

トリプトファン事件を通じてわかった事は、ある生物に異種の生物の遺伝子を組み込んだ場合、研究者も予測し得ない有害物質が作られる可能性があるということである。現在、日本に入ってきている組み替え作物は、植物に極めて遠い種である細菌の遺伝子を組み込んだものである。細菌ど

うしの遺伝子の組み替えでさえ、予測しえない有害物質ができるのであるから、植物と細菌となれば、その危険性は一層高まる事になる。

●緑風出版編集部編『遺伝子組み換え食品の争点』（緑風出版、2000年）、p. 21

実質的同等性の中で争点のひとつとなっているのが微量成分の扱いである。OECD の考え方では微量の類似体の混入が見られるが、主要な構成成分は変わらず、量比も既存のものの変動の枠からわずかにはみ出る程度であれば、実質的に同等とみなすことになっている。微量成分は実質的同等性の考え方の中で切り捨てられる。トリプトファン事件は、その微量成分が引き起こしたものである。

●マーティン・タイトル、キンバリー・A. ウィルソン著、山本雅子訳『サラダはもう食べられない』（主婦の友社、2000年）、p. 102

通常、アレルギーによるショックで死亡しても、検屍解剖で遺伝子組み換え食品を食べていたかどうかの検査をすることはない。つまり、遺伝子組み換え食品によるアレルギー反応のデータを確実に集める方法自体が存在せず、たとえ死者が出ていたとしても、それを知ることが出来ないのだ。

●渡辺雄二『禁断の革命』（デジタルハリウッド出版局、1999年）、p. 75

『実質的同等』理論は、OECD が、1993年に作り上げた理論である。（中略）すなわち、遺伝子組み換え作物は、従来の作物と安全性の点で差はなく、組み込んだ遺伝子とそれが作り出す物質が安全と判断されれば、組み換え作物は、従来の作物と実質的に同等であり、また同程度に安全であるという理論だ。

●安田節子『食べてはいけない遺伝子組み換え食品』（徳間書店、1999年）、pp. 66

米国パイオニア・ハイブレッドという種苗業者が、組み換えで完全なアミノ酸をもつ大豆を開発しようと、ブラジルナッツから大豆に不足しているあるアミノ酸をつくる遺伝子を取り出して大豆に入れ、完全な栄養価を持つ大豆を開発しました。

（中略）ネブラスカ大学の研究者らがこの組換え大豆でブラジルナッツのアレルギー患者の反応を調べたところ、ブラジルナッツに対すると同じアレルギー反応が引き起こされたのです。この開発にあたり、動物実験データでアレルギー性のないことを確認していたにもかかわらず、ヒトでは、アレルギーを起こしてしまったのです。

●安田節子『食べてはいけない遺伝子組み換え食品』（徳間書店、1999年）、p. 45

つまり、現在私たちが口にしている食品は、人類の長い歴史が積み上げてきた情報のかたまりでもあるということなのだ。食品の安全性を一朝一夕に確認できると考えるほうが浅はかなのである。そして、安全性がはっきりと確認できない以上、商品として応用化されるべきではない。

●安田節子『遺伝子組換え食品Q&A』（岩波書店、1998年）、p. 58

しかし、ポストハーベストフリーや有機大豆は別ルートがあり、混ざることなく出されてきます。また米国では生産者が品種別保管を行っているところもあり、品種指定で組み換えでないものを買付けたり、また組み換え作物を生産していない生産者・農場指定で買付けたりして、これらをコンテナ輸入する、あるいはブラジルや中国など組み換え大豆の生産されていない国のものへ切り替えるなどすれば、非組み換えの入手ルートはあるのです。

●橋本正一「自給率向上を否定する『朝日』」『前衛』1998年1月号、p. 166

わが国の自然的社会的条件を十分に生かせば自給率の向上は十分可能である。実際、今日、輸

入に依存している農産物でもかつては国内でかなり生産されていた。95年の生産量はわずかに71万トンの麦類は60年当時は383万トンもあった。今日、97.7%に低下している農地の利用率を、137%というかつての水準に戻すだけでも、かなりの生産拡大につながる。しかも、日本には温暖多雨の自然条件、世界最高の水準にある農業生産技術、それに世界第2の経済力がある。

●中村祐輔・中村雅美『ゲノムが世界を支配する』（講談社、2001年）、p. 182

2000年一月末、カナダのモントリオールで開かれた会議で、遺伝子組み換え生物の国際取引に関する取り決めである「バイオセーフティー議定書」が採択された。（中略）議定書では同時に、輸入の可否を決めるにあたって輸入国は「予防原則」を根拠とすることが出来ることも盛り込まれた。遺伝子組み換え作物が自然環境に影響を与えることを科学的に示すことができなくても、潜在的な危険性があると判断できれば、それを防止するために輸入を禁止できる

●川口啓明・菊池昌子『遺伝子組換え食品』（文芸春秋、2001年）、p. 167

遺伝子組換え食品の安全性については、FAO（国連食糧農業機関）/WHO（世界保健機構）でも検討され、1991年と96年に報告書が出されている。両報告書はバイオ食品の安全性について幅広い検討をおこなっていて、96年の報告書では、遺伝子組換え食品は、実質的同等性が確認できれば、従来の食品と同等、あるいはより高い安全性があるとしている。

●川口啓明・菊池昌子『遺伝子組換え食品』（文芸春秋、2001年）、p. 179

大豆やトウモロコシなどにはアレルギーを引き起こすタンパク質がもともと含まれている。実際、遺伝子組み換えした大豆やトウモロコシが登場

する以前から、大豆やトウモロコシに対する食物アレルギーは存在している。安全性を確認した遺伝子組み換え大豆やトウモロコシでは、これらを食べても食物アレルギーはまったく起こらない、ということではなく、それらがアレルギーを引き起こす可能性は、従来品と同程度である、従来の品種と違いはない、ということである。

●アラン・マキュアン著・渡辺正・久村典子訳『遺伝子組換え食品』（丸善、2002年）、p. 178

たいていのアレルゲンは共通の特徴を持ち、導入する遺伝子の素性は分かっているからアレルゲンになるかどうかはほぼ確実に分かる。ある食品で大丈夫だったタンパク質が、他の食品でアレルゲンになったりはしない。アレルゲン性のあるGM食品は、まず市場には出てこない。

●大澤勝次『遺伝子組換え食品』（学会出版センター、2000年）、p. 142

アメリカではほとぼりが冷めた1993年以降、ADM社が遺伝子組換え微生物によるL-トリプトファンを生成して販売し、そのシェアを伸ばしています。すでに7年間にわたり問題が生じていないということは、昭和電工のトリプトファン事件が遺伝子組換え技術自体の問題ではなかったことを間接的に証明しているといえるのではないのでしょうか。

●葛西奈津子『21世紀に何を食べるか』（恒星出版、2000年）、p. 81

トリプトファン事件については、調査の結果、製品の精製の過程で生じた問題であって、遺伝子組み換えとの直接的関連は少ないと結論されている。

●農民運動全国連合会編集『日本の食と緑がダメにされる話』（本の泉社、1997年）、p. 50

大豆、トウモロコシ、ナタネなどは、日本人の食べる食品の六割以上に使われる一般的な原料。その

大半が輸入に依存、家畜の餌では、百分近くが輸入に頼るといふ食料自給率の低さがあり、遺伝子組み換え食品を使わざるを得ない対米従属の食料構造がある。

●日野明寛『ぜひ知っておきたい遺伝子組換え農作物』（幸書房、1999年）、p. 161

わが国は、現在、その経済力によって世界中の食糧を輸入し、豊かで多様な食生活をとることが出来ますが、その陰では需要に答えるために畜産物、油脂、加工食品の生産に必要な穀物、油糧種子のほとんどを輸入に頼っています。

●米平昌平「確たる農業観もなしに遺伝子組み換え食品の規制を叫ぶことの危険」『日本の論点2000』1999年、p. 553

実質的同等性の立場にたてば、製品が同じであるかぎり遺伝子組み換えの表示の必要はない。実際アメリカでは、双方（遺伝子組み換え食品と非遺伝子組み換え食品）の作物が区別しないで同一の穀物エレベーターに集められ、販売されている。

●藤原邦達『危ない食べ物の正体』（青春出版社、1999年）、pp. 190-191

ただし、EUではアメリカ産のトウモロコシはほとんど輸入できなくなったという。EUで表示が義務づけられたトウモロコシとは別の遺伝子組み換えトウモロコシがアメリカで認可されていたためだ。分別収穫・分別貯蔵しないかぎり、そのトウモロコシが混入してしまう。分別収穫・分別貯蔵は非常にコストがかかるため、輸入が見合わされているのだという。

●三瀬勝利著『遺伝子組み換え食品の「リスク」』（日本放送出版協会、2001年）、p. 167

アメリカから輸入されるトウモロコシは1200万トンにのぼる。アメリカに代わるトウモロコシを輸出してくれる国を見つけることは難しい。

●『朝日新聞』1997年11月8日号

日本が輸入している農産物を国内の生産に切り替えたなら、約1200万ヘクタールにのぼる農地が必要になる。今、国内には500万ヘクタールしかない。自給率100%はおろか、英国並への引き上げも不可能だろう。

●梶井功『食料主権』（山崎農業研究所、2000年）、pp. 11-12

そういう急迫した食料事情下の食料摂取水準が一人一日当たり一七二〇キロカロリーだったのである。一七六〇キロカロリーは供給ベースの数字である。その供給水準は摂取水準におきなおせば一六五〇キロカロリー以下に落ちることになる。敗戦直後の食料摂取水準以下の水準に、大都市市民のみならず都市・農村を通じての全国平均の水準になってしまうというのが、一人一日当たり一七六〇キロカロリーの食料供給力しかないということがもっている意味なのである。慄然たる数字だとしなければならぬ。国内農業がいまもっている食料供給力は、「不測の事態」のもとで、「国民が最低限度必要とする食料の供給」を行う力は持っていないのである。

●安田節子『遺伝子組み換え食品 Q&A』（岩波書店、1998年）、p. 51

しかしもしWTOの紛争処理機関でクロと制定され、これに従わなければ制裁措置がとられます。これには横断的制裁措置が認められ、同じ農産物分野ではなく、たとえば別の産業、日本の自動車輸出に米国は100%の関税をかけるなどの制裁措置がとれるのです。